

自動車の排ガス規制

はじめに

首都圏では、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県
の1都3県で平成 15 年 10 月1日からディーゼル貨物
車・乗合車の地域内運行規制が始まります。この背
景としては、大都市圏での大気汚染の問題が深刻で、
環境基準の達成率が NO₂ (二酸化窒素) で約6割、
SPM (浮遊粒子状物質) で約5割程度しかないため
です。

自動車排ガス規制の経過

ところで自動車の排ガス規制はいつ頃から始まった
のでしょうか。

自動車排ガス規制は、昭和 41 年(1966 年)の一酸化
炭素を規制する運輸省の行政指導で始まりました。

昭和 43 年(1968 年)に大気汚染防止法に基づく規
制が実施され、以後、対象物質や車種の拡大、使用
過程車の規制など、規制の強化が行われてきました。

現在では、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、
粒子状物質 (PM)、ディーゼル黒煙について規制され
ています。自動車の排出ガス規制値は、大気汚染
防止法に基づき「自動車排出ガスの量の許容限度」と
して環境大臣が定め、国土交通大臣が道路運送車両
の保安基準を定める際にこの規制値を確保すること
としています。規制値は、年々強化され、例えばガソリン
乗用車については、未規制時と比べて窒素酸化物で
96.8%、一酸化炭素で 96.5%削減されています。

大都市圏での自動車排ガス規制

これにより、道路沿道の一酸化炭素濃度は昭和 40
年から昭和 50 年代(1960 年から 70 年代)に大きく低
下しましたが、大都市圏では窒素酸化物については、
自動車交通量の増大などにより依然厳しい状況であ
ったため、平成 4 年(1992 年)に「自動車 NO_x法」が制
定され、さらに、発ガン性の恐れのある物質を含む PM
の対策が強化された自動車 NO_x法の改正法(自動車
NO_x・PM 法)が平成 13 年に制定されました。この法
律では、大気汚染の著しい大都市を対策地域に指定
し車種規制等の対策を実施することによって平成 22
年度までに環境基準を達成することを目的としていま
す。対策地域内で車検登録されている一定の自動
車(トラック、バス、ディーゼル乗用車)で NO_xおよび
PM の排出基準に適合していない車両が車種や初度

登録日に応じて決まっている適用猶予期間の後に車
検登録ができなくなる車種規制の施行は、平成 14 年
10 月から始まっています。

一方、東京都は、ディーゼル車の PM の健康影響を
重視し、条例で定めた PM 排出基準を満たさないデ
ィーゼル車の都内運行の禁止を平成 15 年 10 月から実
施します。前述の3県でもほぼ同様の規制を実施し
ますので首都圏での自動車の所有者は、法と条例の
規制対象日を把握して買い換えや PM 減少装置を取
り付ける必要があります。

滋賀県での自動車排ガス規制

滋賀県での規制というと、前述の自動車 NO_x・PM
法の対象地域ではなく、大気汚染防止法の自動車排
ガスの量の許容限度による単体規制と「滋賀県大気環
境負荷の低減に関する条例」によって地球温暖化対
策を視野に入れたアイドリングストップの規制、自動
車からみだりに排ガスを排出させないこと、公共交
通機関の利用促進、低公害車の利用促進などの努力
規定で自動車からの排ガス対策を行っています。

自動車の排ガス規制は、今後も強化されていく予
定です。グリーン税制(新しい排ガス基準に適合しな
い古い自動車に対する税金の増額)や自動車リサイ
クル料金の負担など自動車を持つ人への風当たりは
強く、環境への負荷の多い者は、相応の負担をしな
ければならなくなってきています。生活排水による水
質汚濁と同様に自動車排ガスによる大気汚染は各自
の生活の仕方によって低減できるものです。自動
車のない生活は考えられないかもしれませんがその
使い方をもう一度考えてみてください。

(参考)

東京都環境局ホームページ

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/>

滋賀の環境ホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/kankyo/index.htm>



【大気担当】